

参考データ・資料

(2011年度の年度目標関係)

第79回労働政策審議会職業安定分科会

平成23年6月24日(金)

職業安定局

目次

I	平成23年度の経済見通し	P. 1
II	現在の雇用情勢	P. 2
III	若年者雇用対策	P. 3
IV	高齢者雇用対策	P. 7
V	ハローワークにおける求人確保対策	P. 9
VI	緊急人材育成支援事業	P. 10
VII	就職支援プログラム事業	P. 11
VIII	マザーズハローワーク事業	P. 12

平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

～新成長戦略実現に向けたステップ3へ～

平成23年1月24日閣議決定

平成22年度の経済動向及び平成23年度の経済見通し

○政府経済見通しにおける我が国の実質GDP成長率は、

平成22年度実績見込み 3.1%程度

平成23年度見通し 1.5%程度

である。

平成22年度の我が国経済は、同年秋から足踏み状態にあるが、今後は踊り場を脱する動きが進むと見込まれる。

平成23年度は、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、予算、税制等による新成長戦略の本格実施等を通じて、雇用・所得環境の改善が民間需要に波及する動きが徐々に強まることから、景気は持ち直し、経済成長の好循環に向けた動きが進むことが見込まれる。

○雇用創出・下支えの政策効果が継続する下で、景気が持ち直していくことから完全失業率は2年連続して低下する(4.7%程度)。雇用者数は緩やかな増加を続ける(対前年度比0.7%程度の増)。

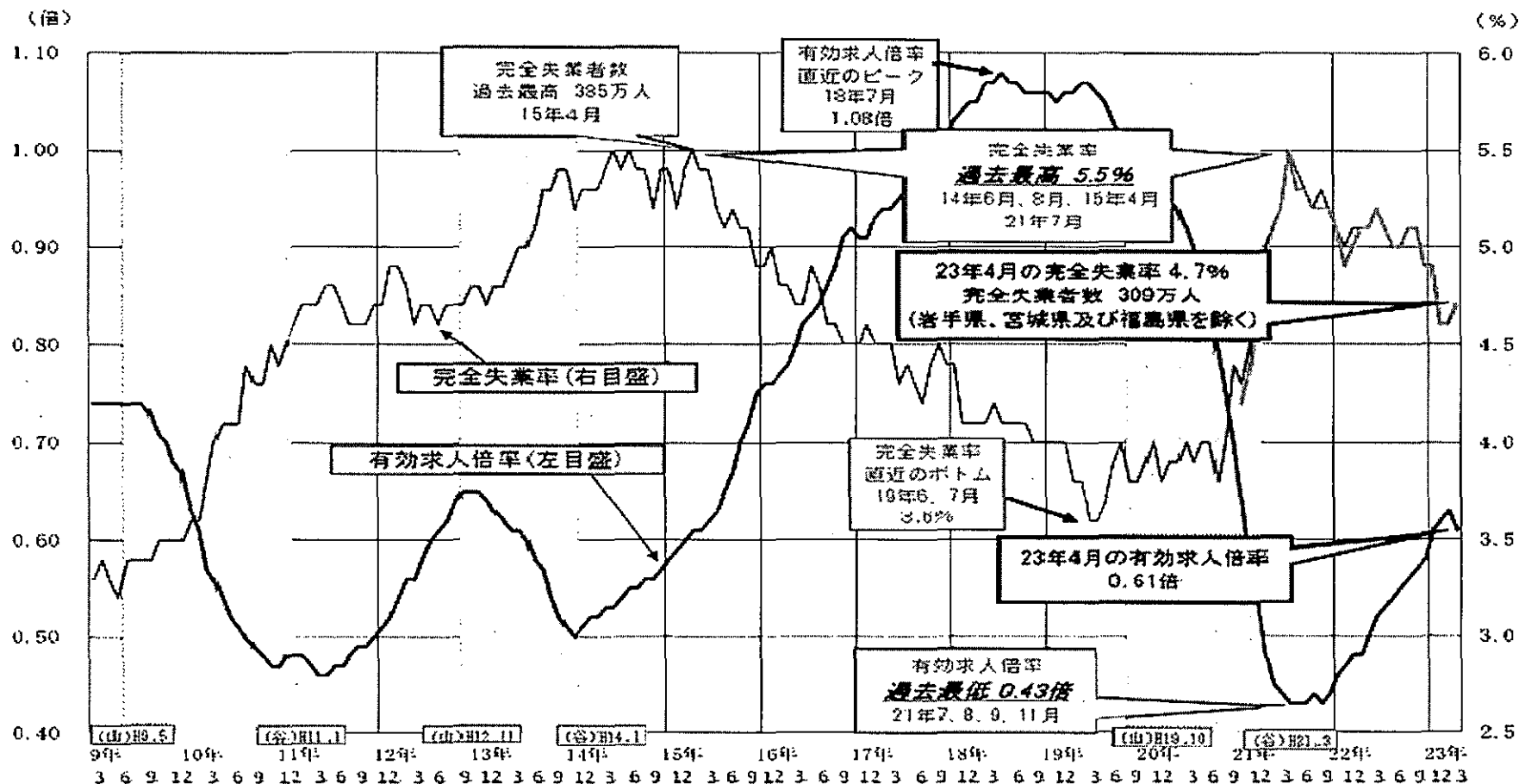
	平成21年度 (実績)	平成22年度 (実績見込み)	平成23年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				平成21年度		平成22年度		平成23年度	
				% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	兆円 474.0	兆円程度 479.2	兆円程度 483.8	▲ 3.7	▲ 2.4	1.1	3.1	1.0	1.5
民間最終消費支出	280.7	281.7	282.2	▲ 2.3	0.0	0.4	1.5	0.2	0.6
民間住宅	12.9	13.0	13.8	▲ 21.3	▲ 18.2	0.7	0.1	5.8	5.4
民間企業設備	63.7	66.4	69.2	▲ 16.6	▲ 13.6	4.2	4.9	4.2	4.2
民間在庫品増加 ()内は寄与度	▲ 3.6	▲ 3.2	▲ 2.5	(▲ 0.9)	(▲ 1.1)	(0.1)	(0.2)	(0.1)	(0.1)
財貨・サービスの輸出	64.2	73.4	77.3	▲ 18.0	▲ 9.6	14.3	18.7	5.2	8.2
(控除)財貨・サービスの輸入	60.2	68.3	71.4	▲ 25.0	▲ 11.0	13.5	10.5	4.6	3.5
内需寄与度				▲ 4.9	▲ 2.7	0.8	1.9	0.8	1.0
民間寄与度				▲ 5.5	▲ 3.9	0.9	1.9	1.0	1.2
公需寄与度				0.6	1.2	▲ 0.0	0.0	▲ 0.2	▲ 0.2
外需寄与度				1.2	0.3	0.2	1.2	0.2	0.5
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%	%程度		%程度	
労働力人口	6,608	6,588	6,593		▲ 0.6	▲ 0.3		0.1	
就業者数	6,265	6,285	6,285		▲ 1.7	▲ 0.1		0.4	
雇用者数	5,457	5,466	5,503		▲ 1.1	0.2		0.7	
完全失業率	% 5.2	%程度 5.0	%程度 4.7						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	▲ 8.9	8.6	2.5						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	▲ 5.2	0.3	0.4						
消費者物価指数・変化率	▲ 1.7	▲ 0.6	0.0						
GDPデフレーター・変化率	▲ 1.3	▲ 2.0	▲ 0.5						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%	%程度		%程度	
貿易・サービス収支	4.8	6.6	7.5						
貿易収支	6.6	7.8	8.4						
輸出	55.6	64.3	68.3		▲ 17.9	15.8		6.2	
輸入	49.0	56.5	59.9		▲ 26.4	15.4		6.1	
経常収支	15.8	16.4	17.6						
経常収支対名目GDP比	% 3.3	%程度 3.4	%程度 3.6						

(注)消費者物価指数は総合であり、平成22年度の実績見込みには高校実質無償化の影響(寄与度▲0.5%程度)が含まれる。

現在の雇用情勢

—依然として厳しい状況にある—

- 完全失業率は、4月は4.7%と前月より0.1ポイント悪化。
- 有効求人倍率は、4月は0.61倍と前月より0.02ポイント悪化。
- ハローワークを訪れる事業主都合離職者（新規求職者数）は、前年同月比0.2%の減少。
- 日銀短観の雇用人員判断（「過剰」-「不足」）は、3月の雇用過剰感は弱まっている。
（12月→3月 全産業：+6→+4 ※直近のピークは2009年3月の+23）
- 4月の雇用保険の受給者数は前年同月比13.0%減の59万人。



（資料出所）総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

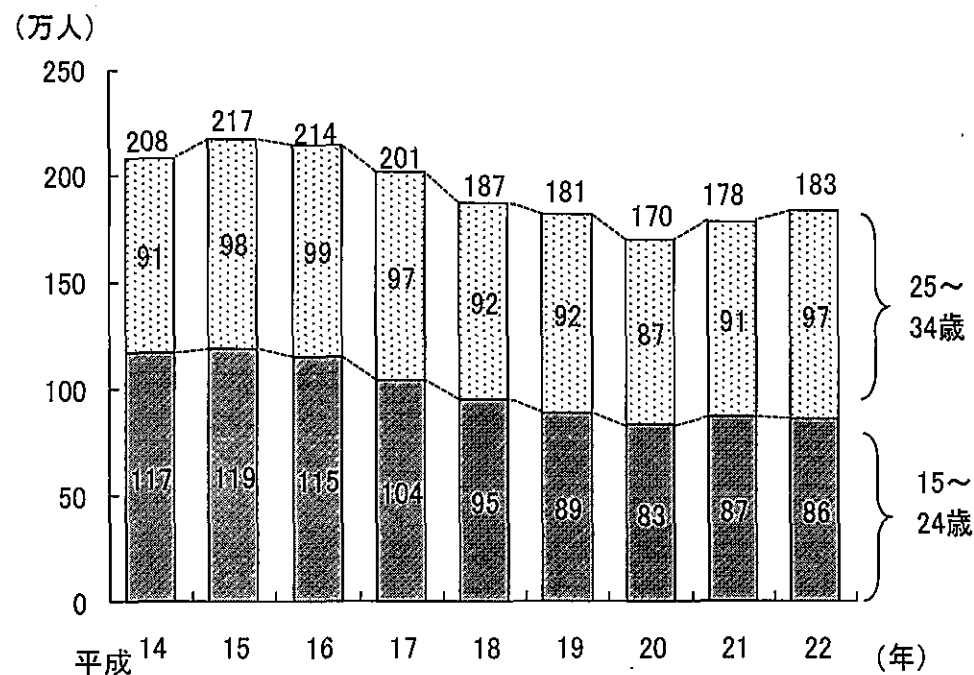
※シャドー部分は景気後退期、直近の景気の谷は暫定的に設定。

（注）平成23年4月の完全失業率、完全失業者数は岩手県、宮城県及び福島県を除いた結果である。

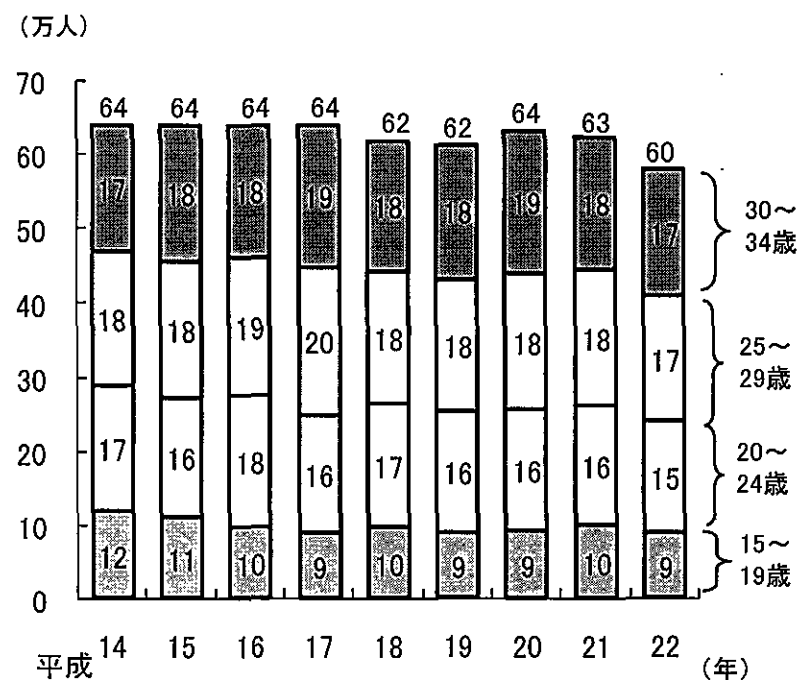
フリーター・ニートの推移

- いわゆる「フリーター」の数は、平成22年には183万人となり、前年（平成21年178万人）に比べ5万人増加。ピーク時は217万人（平成15年）。
- いわゆる「ニート」の数は、平成14年以降60万人台の水準で推移（平成22年60万人）。

フリーターの数の推移



ニートの数の推移



資料出所:総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

(注)「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

資料出所:総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

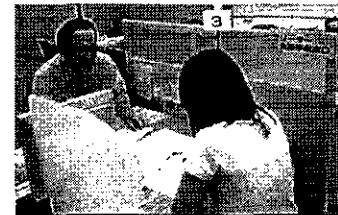
(注)「ニート」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

フリーター等正規雇用化プラン (平成22年度)

⇒ 約35.3万人^(※1)の正規雇用^(※2)を実現
(うちハローワーク紹介によるもの 約30.4万人(86%))

○ハローワークにおけるフリーター等正規雇用化支援事業等

全国のハローワークにおいて、支援対象者一人ひとりの課題に応じ、就職活動に関する個別相談・指導助言、継続的な求人情報の提供、面接会の開催、職業相談・職業紹介、職場定着支援など、必要に応じて担当者制により、正規雇用化のための一貫した支援を実施。



ハローワークに設置されたフリーター向けの窓口

○ジョブカフェにおける支援

都道府県が主体となって、地域の若者を対象に、気軽に立ち寄ることができ、仕事に関する様々な相談等のサービスが受けられる場としてジョブカフェを設置。

〔平成22年4月1日現在 46都道府県90カ所〕(40都道府県でハローワークを併設)

○トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職促進

ハローワークの紹介により、企業における3カ月の試行雇用を行う「トライアル雇用」(1人4万円、最大3ヶ月)の活用や、年長フリーター等(25~39歳)を正規雇用する事業主等に対する「若年者等正規雇用化特別奨励金」の支給(中小企業1人100万円、大企業1人50万円)により、正規雇用化を促進。

○ジョブ・カード制度等による若者の職業能力開発機会の提供

フリーター等の正社員経験の少ない若者に対して、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練等を提供。

※1 各種事業の実績について重複調整を行った数値

※2 各種支援の実績は期間の定めのない雇用に限る

ハローワークで新卒者の就職支援を進めています！

ハローワークにおいては、「経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）及び「緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）に基づき、新卒者支援を進めています。

～新卒者（就職活動中の学生・既卒者）への支援を充実しました～

○全都道府県にワンストップで新卒者を支援する「新卒応援ハローワーク」を設置

全都道府県に、就職活動中の学生・既卒者の皆様が利用しやすい専門のハローワークとして、平成22年9月24日から「新卒応援ハローワーク」（平成23年4月1日現在56カ所）を設置しました。お気軽にご利用ください。

**【実績】 のべ 228,952人（3月は53,569人）が利用、
30,485人（3月は10,533人）が就職決定**（いずれも平成22年9月24日～23年3月末・速報値）

（主な支援メニュー）

- ・全国ネットワークによる豊富な求人情報の提供、職業紹介、中小企業とのマッチング、求人開拓、就職活動に役立つ各種セミナー
- ・就職までの一貫した担当者制による個別支援（求人情報の提供、就職活動の進め方、エントリーシートの添削、面接指導等）
- ・臨床心理士による心理的サポート

※ 新卒応援ハローワークの所在地・連絡先はこちら→ <http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/05.html>

○「ジョブサポーター」の倍増によるきめ細かな支援

「大卒・高卒就職ジョブサポーター（平成23年度より、「学卒ジョブサポーター（大卒等担当）」・「学卒ジョブサポーター（高卒等担当）」に改称）」を倍増（928人→1,753人（経済対策（平成22年9月10日））→2,003人（緊急総合経済対策（平成22年10月8日））し、きめ細かな支援を行っています。

**【実績】 59,903人（平成22年9月～23年3月末・速報値。3月は19,545人）の就職が決定、
61,011人（平成22年10月～23年3月末・速報値。3月は8,683人）の求人を開拓（※）**

（大卒就職ジョブサポーター（平成23年度より、「学卒ジョブサポーター（大卒等担当）」に改称）の支援内容）
大学等と連携した出張相談・就職支援セミナー、新卒応援ハローワークにおいて就職活動中の学生・既卒者への個別支援（エントリーシートの作成相談、面接指導、応募先の選定など）及び求人開拓等を実施
（高卒就職ジョブサポーター（平成23年度より、「学卒ジョブサポーター（高卒等担当）」に改称）の支援内容）
学校と密接に連携し、求人情報の提供、職業適性検査や各種ガイダンス・セミナー、求人開拓、未内定者に対する一貫した個別支援（職業相談、応募先の選定、面接指導等）等を実施



※実績は速報値。ジョブサポーターによる開拓求人数には、3月分のみ岩手・宮城が含まれていない。

新卒応援ハローワークの設置による学生・既卒者への就職支援の強化

各都道府県労働局に、「新卒応援ハローワーク」（学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワーク）を設置し、大卒就職ジョブサポーター（平成23年度より「学卒ジョブサポーター（大卒等担当）」に改称）による全国ネットワークの就職支援を行う。

業務内容

学生および卒業後3年以内の既卒者等を対象に、以下の内容を実施。

① 大学等との連携による支援（大学担当者制の導入）

- ・ 定期的な出張相談
- ・ 大学等と連携した就職面接会の実施
- ・ 大学の就職支援担当者への支援
- ・ 保護者への啓発文送付



応募先の選定等
就職活動の進め
方についての相
談を実施

② 中小企業とのマッチングの強化

- ・ ジョブサポーターの事業所訪問により、希望する人材像を把握し、個別に求職者を選定しマッチング
- ・ ジョブサポーターが訪問した企業の詳細情報をまとめた冊子の配布

③ 就職までの一貫した担当者制支援の充実

④ 他地域での就職を希望する利用者への支援

⑤ 臨床心理士による心理的サポート

⑥ 求人開拓の強化

⑦ 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金及び3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の活用による既卒者の就職促進



求人検索コー
ナーでは、イン
ターネットにより
全国の学卒用の
求人情報を提供

高年齢者雇用対策施策体系

主な取組の例

①60歳台の雇用確保



● 65歳までの段階的な定年引上げ、継続雇用制度等の高年齢者雇用確保措置の義務化

(改正高年齢者雇用安定法を平成18年4月に施行)

※ 定年の引上げ、継続雇用制度の年齢は老齢基礎年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度までに段階的に実施(現在64歳)

- 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合46.2%

● 「70歳まで働ける企業」の普及及び促進 (定年引上げ等奨励金の拡充等)

- 「70歳まで働ける企業の割合」 17.1%
(何らかの仕組みにより70歳以上まで働ける企業の割合)

②高年齢者等の再就職促進



● 募集・採用における年齢制限の禁止を義務化

(改正雇用対策法を平成19年10月に施行)

● 高年齢者等の早期再就職の実現 (試行雇用奨励金、特定求職者雇用開発助成金等)

③多様な就業・社会参加の促進



● シルバー人材センター事業による臨時的・短期的な就業機会の確保の促進

希望者全員が65歳まで働ける企業及び 70歳まで働ける企業の普及促進

施策の方向

希望者全員が65歳まで働ける企業及び70歳まで働ける企業の実現

現状：希望者全員が65歳まで働ける企業の割合：46.2%（平成22年6月1日現在）

「70歳まで働ける企業」の割合：17.1%（平成22年6月1日現在）



目標：希望者全員が65歳まで働ける企業の割合を平成24年の高年齢者雇用状況報告において50%以上かつ平成23年の高年齢者雇用状況報告から1.6%ポイント以上上昇

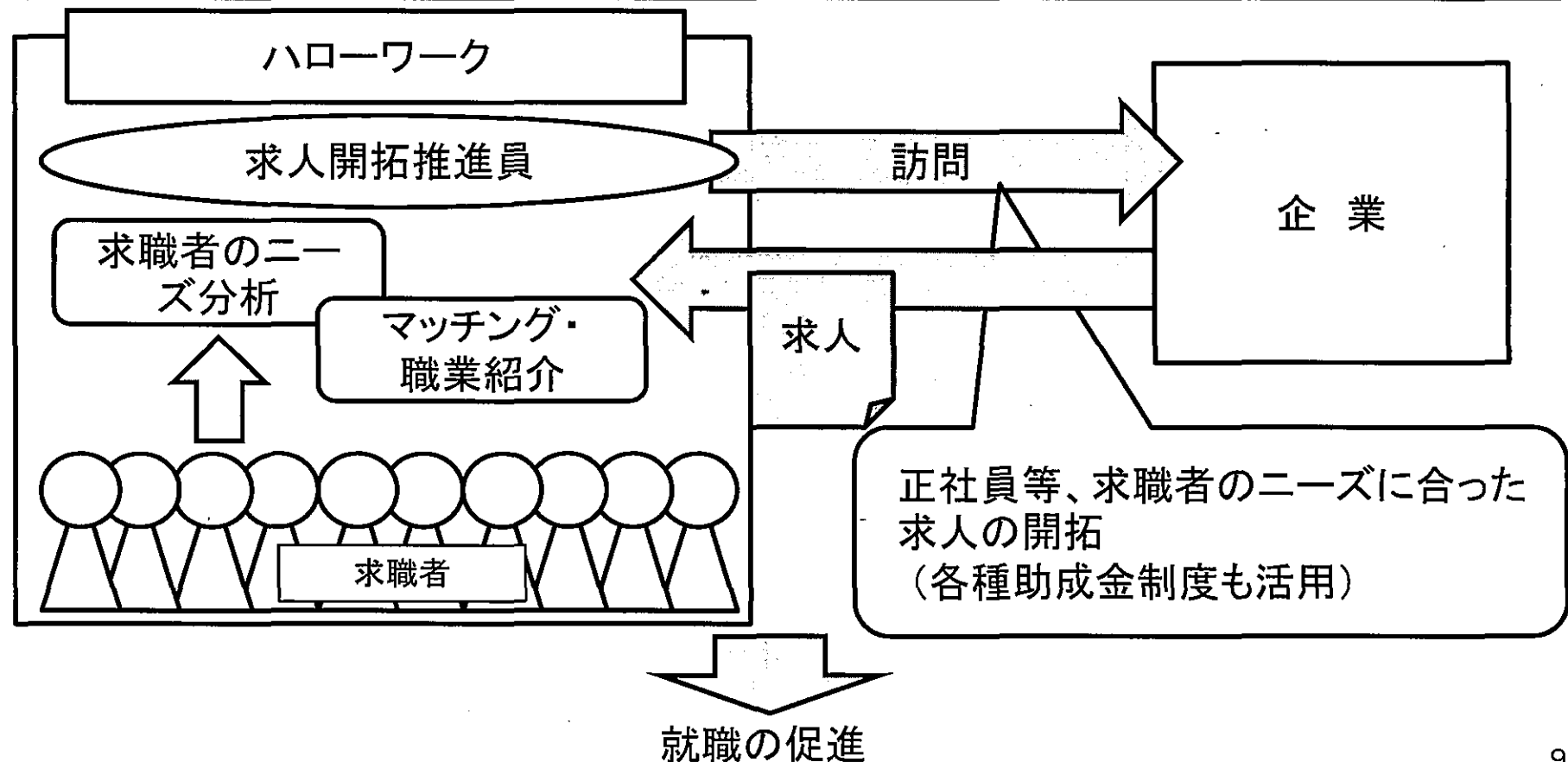
「70歳まで働ける企業」の割合を平成24年の高年齢者雇用状況報告において20%以上かつ平成23年の高年齢者雇用状況報告から0.8%ポイント以上上昇

具体的な施策

1. 高年齢者の雇用に積極的な企業に対する公共職業安定所と高齢・障害者雇用支援機構のアドバイザー等の連携による希望者全員が65歳まで働ける制度及び70歳まで働ける制度の導入に向けた相談・支援の実施
2. 「70歳まで働ける企業」創出事業の実施
希望者全員が65歳まで働ける制度や70歳まで働ける制度を既に導入している地域の先進企業に対するヒアリング等を通じ、制度導入のメリットや意義、制度を導入するにあたっての課題やその解決方法を調査分析し、その成果を地域の関係者で共有するとともに、セミナー等を通して広く地域の企業に紹介することにより、地域における取組気運を醸成し、一層の制度の普及を図る。
3. 定年引上げ等奨励金
 - ① 中小企業定年引上げ等奨励金（取組内容や企業規模に応じて、20～160万円）
65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入又はこれらの措置とあわせて高年齢者の勤務時間の多様化に取り組む中小企業事業主に対して一定額を支給する。
 - ② 高年齢者職域拡大等助成金（上限500万円）
希望者全員が65歳まで働ける制度や70歳まで働ける制度の導入にあわせて、高年齢者の職域の拡大や雇用管理制度の構築に取り組む事業主に対して助成することにより、高年齢者の良質な職場を創出する。
 - ③ 高年齢者雇用確保充実奨励金（上限500万円）
傘下の企業を対象に、高年齢者雇用確保措置の導入、希望者全員が65歳まで働ける制度や70歳まで働ける制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の充実その他高年齢者の雇用環境の整備を目的として、セミナーや専門家による個別相談などの事業を行う事業主団体に対して助成する。

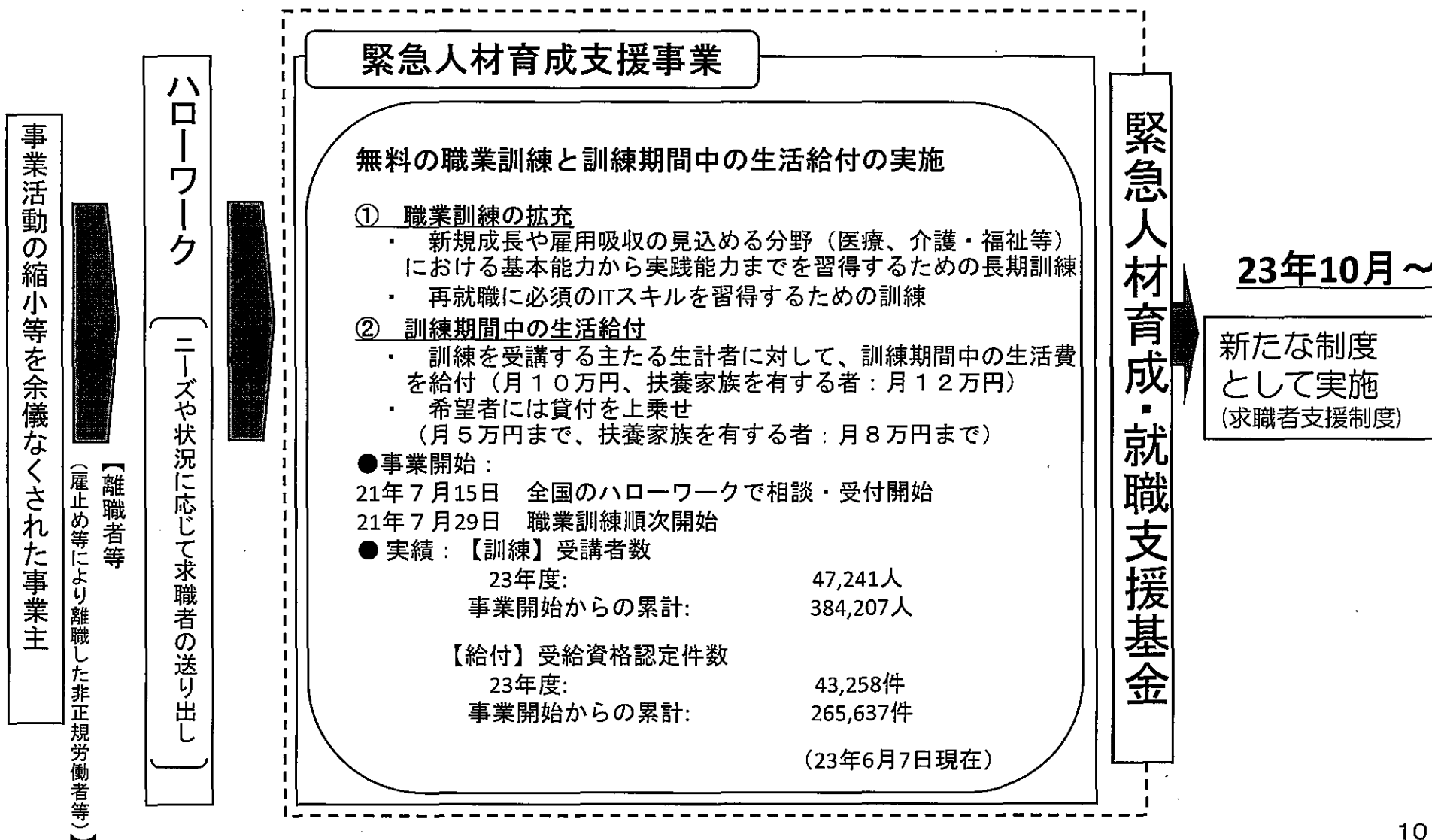
ハローワークにおける求人確保対策について

- ハローワークにおける正社員求人確保の取組において、非正規求人からの転換も含め、正社員の求人確保を積極的に行い、正社員就職を促進する。
- 勤務地限定正社員、職種限定正社員などの多様な形態による正社員の求人も併せて確保に努める。
- 正社員求人確保数: 297万人(22年度)
- 求人開拓推進員配置人数: 1,600人(23年度)



「緊急人材育成支援事業」について

- 雇用保険を受給できない者（非正規離職者、長期失業者など）に対する新たなセーフティネットとして、基金を造成し、ハローワークが中心となって、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「訓練・生活支援給付」を内容とした「緊急人材育成支援事業」を実施。



就職支援プログラム事業の概要

1 趣旨・概要

早期就職の意欲が高い者であって、支援の必要性が高い求職者に対し、これらの者の離職後早期の再就職を図るため、早期就職専任支援員(就職支援ナビゲーター)を配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。

2 支援内容

- ① 原則として毎週1回面談を行い、セミナーの受講、求人への応募時期等今後の活動の進め方等について方向付けを実施。
- ② 担当する受給者の希望条件を丁寧に把握し、既存の求人の中からその求職者に合った求人を選定。条件に合うものがない場合は、求職者の情報を求人者に提供しつつ個別求人開拓を実施
- ③ 履歴書・職務経歴書の個別添削、面接シミュレーション

3 実績(平成22年度)

就職支援プログラム開始者数	132,541件
就職率	74.4%

4 配置人数(平成23年度)

就職支援ナビゲーター配置人数	910人
----------------	------

マザーズハローワーク事業の概要

概 要

マザーズハローワーク(平成18年度より設置)

- ・18年度より全国12箇所(札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州)に設置。
- ・子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施するハローワーク。

※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズサロン(平成19年度より設置)

- ・19年度よりマザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークに「マザーズサロン」(36県各1箇所ずつ)を設置して同様のサービスを展開。

マザーズコーナー(平成20年度より設置)

- ・20年度より事業未実施地域であって地域の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」(20年度60箇所、21年度40箇所、22年度15箇所の計115箇所)を設置。
- ・23年度においては、更に全国に5箇所を設置。

* 平成23年度設置のマザーズコーナー5箇所を含め、168箇所を整備

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介

- ・ 個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、予約制・担当者制による職業相談・職業紹介による総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓

○ 地方公共団体等との連携による保育関連サービス情報の提供

- ・ 保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保